

【会議録】

主 題 令和5年度 第3回つくばみらい市障がい者支援協議会

- 日 時：令和5年11月8日（水）午後2時～
- 場 所：つくばみらい市役所伊奈庁舎3階 大会議室
- 出席委員：会長原口朋子委員、大久保安雄委員、君嶋俊樹委員、竹内真理委員、
宮本瞳委員、監物輝子委員、石田奈津子委員、小谷野卓巳委員、
飯村晴代委員、鈴木恭子委員、八木岡道孝委員、
木村範明委員 以上12名
- 欠席委員：安河内崇代委員 荒井栄司委員 以上2名
- 事務局：社会福祉課 石井課長、加瀬主査（進行）、鴻巣主幹、兼重主事
- 傍聴人：0名

全体会開会（午後2時00分）

1. 開会

○会長あいさつ

2. 議事（会長が議長となり、議事（1）を事務局及びコンサルから説明した。）

（1）第4期障がい者計画、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の素案
について

（質疑・応答）

議長：何か質問等あるか。

委員1：「基本施策3 自立した生活と健やかに成長する「自分」づくり」について、前回の素案より、「（2）工賃向上の推進」が削除されている。就労継続支援B型は、工賃の平均値によって報酬が変わる仕組みとなっているため工賃向上は重要となるが、なぜ削除されたのか説明してほしい。

P66、（1）雇用・就労機会の促進、「優先調達の推進」について、障害者優先調達推進法は、施行されて10年になり、各自治体での取組は進んでいると思うが、つくばみらい市は具体的にどのようなかたちで予算や実績を出しているのかを教えてください。

P94、（2）日中活動系サービス、「④就労選択支援」は、障害者総合支援法の改正により新しく入るサービスとなるが、現段階で令和7年10月1日からの実施予定と聞いているため、令和6年度の見込量は「1」とならないのではないか。

事務局：「工賃向上の推進」については、項目が抜けているため追加する。また、基幹相談支援センターにおいて定期的に開催している連絡会等を通じ、事業所の方とともに知識を深める機会を設けていきたいと考えている。

「優先調達推進」について、昨年の実績では、新型コロナウイルスワクチン接種のために使用したコピー用紙約20万円分の受注と、つくばみらい市で使用する封筒を一般事業所から障がい者事業所に依頼するようにした。市役所内において徐々に購入品が増えている状況ではあるが、社会福祉課で購入するものが中心となっている現状があるため、今後も各課に働きかけを続け、受注機会の拡大につなげたい。

「就労選択支援」については、令和6年度の見込量を修正する。

委員1：工賃向上と優先調達は連動する課題となる。つくばみらい市の令和4年度の調達目標は40万円、実績は49万3千円、令和5年度の調達目標は40万円であり、県全体では7,400万円、水戸市が1,600万円、つくば市が670万円と、各市町村の数値は公表されている。障害者優先調達推進法が施行されて10年が経過しているにもかかわらずあまり数値が向上していないので、相当力を入れて取り組まないと目標は達成できない。すべての都道府県に設置されている共同受発注センターが元締めとなり、官公庁や企業からの仕事を障がい者事業所に促すといった取り組みがあり、つくば市の自立支援協議会では、自立支援協議会から分離したプロジェクト会議により今年4月に共同受発注センターが確立し、市で発注できるものは何かを想定し、事業所が担えるような仕事を具体的に調整して発注している。ただ目標を掲げるだけではなく、このような具体的な取組をし、市中の企業が参加していくようにしないと仕事の創生はできない。事業所への発注が増えることで各事業所のレベルアップが図られ、できる仕事が増えるといった相乗効果も生まれると思うので、つくばみらい市における取組の強化をお願いしたい。

議長：障がい者の生活を支えるために、工賃向上は大きな課題になると思う。

委員2：P83、(4)福祉施設から一般就労への移行、「③就労移行支援事業所の実績の確保・向上」について、国の基本指針には、「一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上になることを基本とする」とあるが、これは難しいのではないかと感じた。

委員3：P24、(2)障がい者手帳所持者アンケートの主な調査結果、「⑦障がいのある人が働きやすい環境をつくるために必要なこと」において、「通勤手段の確保」を選択した方が多くいるが、つくばみらい市には公共交通機関が少なく、運転免許がない場合は自転車移動となるため、通勤手段の確保については大きな課題となっている。公共交通機関の充実についてはまちづくり計画にも関わることだとは思いますが、サービスを含めて考えていけると良い。

就労選択支援事業は、就労系の事業所を利用する前に就労選択支援事業において育成を図るということだと思うが、見込み量は年間1名で良いのかが疑問である。

事務局：就労選択支援については、詳細を把握できていない部分があるため、少ない数値となっている。

議長：単位は「(単位：人/月)」となっているが、これで良いのか。

事務局：確認する。

コンサル：利用者の見込量の考え方だが、就労継続支援B型の利用者が就労選択支援を利用するといった話があるので、令和7年度から令和8年度の就労継続支援B型の増加人数等と整合性を図り見込むことになる。

委員4：就労継続支援B型のみのも事業所においても、就労選択支援事業を始める可能性があるということか。

委員5：具体的に示されていない事業であり不明確な部分があるが、就労を前提としたサービスを受ける時に、その方が就労選択支援を選択するかどうかになる。就労を目指す方については、就労選択支援のサービスを受けて、例えば週3日は企業で働きながら、週2日は訓練を受けるといったことが可能になると考えている。

委員4：今は就労継続支援B型を利用しているが、一般就労したいという気持ちを施設に表明し、施設が企業に周知してくれるということなのか。

委員5：はい。

議長：アセスメントの機会や選択肢が増えるのではないかという印象がある。新しいサービスとなるため、今後勉強していきたい。

委員6：親亡き後の子どもの心配をしている方は多くいるが、「大切な人を介護しているあなたも大切なひとりです」といった、親ケアラーを支えていこうという動きが各所ででてきている。発達障がい児の保護者に対するピアカウンセリングや、子どもへの接し方についての勉強会などはあるが、年を重ねた障がい者の保護者についてはどこに相談をしたら良いかわからないといった声も聞かれるので、支援について検討してほしい。

事務局：P88、(6)発達障がい者等に対する支援、「①ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)及び実施者数(支援者)」とあるが、つくばみらい市では、おやこ・まるまるサポートセンターにおいて、おやこにこにこ教室を開催している。茨城県内では、先行してペアレントトレーニングを開催しているため、受講者数も多い。おやこ・まるまるサポートセンターでは保護者や保護者を支援する方向けのプログラムを実施しているが、ペアレントトレーニングを受講した方が次の受講者に教えるペアレントメンターはまだ実施の予定がない状況である。

議長：発達障がい者のみならず、多くの障がい者は親亡き後を心配していると思うので、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築や家族会等を含め、どのように支援していくかといった視点が計画に組み込まれると良いと思う。

委員6：老老介護という言葉があるが、障がい者の場合は老障介護になる。親が倒れてしまったり、病気になってしまった場合などの緊急時に我が子をどうしたら良いかを相談できたり、一日だけリフレッシュのために休みたいといったことが実現できるように、障がい者本人だけでなく、その親に対する支援について相談できる場所があると良い。

委員7：それは、相談支援専門員に相談すれば良いのではないか。

委員6：相談支援専門員に相談できていない現状があると思う。

委員 9 : P58、(3) 虐待の防止、「障がい者虐待に係る一時保護用居室の確保」について、つくばみらい市において、現在までにこのような実例はあるのか。

事務局 : 最近はないが、6、7年前に一度あり、常総ふれあいの杜に対応してもらった。緊急の場合は、ショートステイを受け入れている施設や、グループホームの体験を利用している。

委員 10 : 私のグループホームでは、今年度は1名、これまでも数件虐待による利用者がいたため、その都度行政と連携している。

委員 9 : 単体であればショートステイやグループホームの手配ができるが、家庭内暴力等により親子で保護しなければならない場合に、親に障がいがあって、子どもは発達障がいがあるなど、様々なケースが増えている。そのような時に親子で保護してくれるような場所があると相談支援専門員としても安心であり、また、土日等の行政が休みの日にも相談でき、受け入れてもらえる体制があると良い。

事務局 : 児童虐待の通報件数は年々増えており、つくばみらい市ではおやこ・まるまるサポートセンターが窓口となって対応している。子どもの保護は児童相談所の管轄になるが、児童を保護できる施設は少なく、親子で入所できるところは茨城県内においても少ないのではないかと思いますので、県や事業所に働きかけ、良い方法を見出だせると良い。

委員 11 : 医療的ケア児支援協議会が設立されるといった説明があったが、保育所や学校に通う糖尿病の子どもに対し、昼休みにインスリン注射をしてほしいといった要望があり、親の就労を考えると必要なサービスだとは思いますが、訪問看護は行き先が自宅ではなければいけないという決まりがあるため学校には訪問できない。そのため、国からは、市と学校と訪問看護で契約をして、訪問看護が学校にも行けるようにすると示されていること等について、医療的ケア児支援協議会において話し合われていくと考えているが、近隣市町村において協議会の設置はどの程度進んでいるのか。

事務局 : つくば市は、令和4年度から教育局の医療的ケア児受け入れガイドライン等を協議する支援体制協議会を立ち上げている。近隣市で単独の協議会を立ち上げているのはつくば市のみである。

委員 11 : 医療側と教育側が縦割りになり、保育と学校でも担当課が違うといったこともあるので、協議体が設置されるのであれば、このようなことも含めて検討してほしいと思う。

委員 12 : 協議体については、医療、教育などのカテゴリーに囚われず設置してほしいと感じた。

P81、(1) 施設入所から地域生活への移行、「①入所施設の入所者の地域生活への移行」について、国の基本指針では、「令和4年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする」とある。グループホームは増加傾向にあるが、重度重複障がい者の受け入れを困難とするところが多く、グループホームで受け入れられない場合は施設入所といった図式ができていないなかで、6%

の地域生活への移行はハードルが高いように感じた。グループホームで重度重複障がい者を受け入れるためには、経験や知識のある支援員等の人材確保や、夜間体制の整備が必要になり、また、グループホームを利用しながら日中利用できる生活介護の事業所や、グループホームから通所施設への送迎についても考える必要がある。

委員 13：P 33、(2) 障がい者手帳所持者アンケートの主な調査結果、「⑱障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会実現のための施策」において、「生活の安定のための年金や手当の充実」が上位にあり、P 62、「(3) 各種手当の支給・助成」といった項目が立てられているが、障害年金が、P 54、「(2) 制度・サービス内容の周知」に含まれている意図を聞きたい。

事務局：障害年金を担当している国保年金課と協議し、年金は手当ではなく制度なのではないかといった結論になった。

委員 14：P 54、(2) 制度・サービス内容の周知、「税の軽減制度の周知」について、「軽自動車税の減免などの税の軽減について」とあるが、「軽自動車」ではなく、「自動車」として良いのではないか。

事務局：自動車税については県が窓口となるため、市では軽自動車のみに対応している。

委員 14：自動車税については別のところに書かれているのか。

事務局：つくばみらい市では、毎年2月頃に県から出張の相談会を実施しているほか、土浦市の合同庁舎が窓口となり、直接手続きをしてもらっている。

事務局：軽自動車税は市税となるが、自動車税は県税となる。

議長：本計画は、現在は素案の段階という認識で良いか。

事務局：今後、12月10日に住民説明会を開催するため、それまでの間に修正、見直しを行い、12月11日から1月10日にパブリックコメントを実施予定である。

委員 15：今回はアンケート形式のヒアリングのみであったが、前回は親の会の代表者を集めた聞き取り調査があったので、直接聞き取り調査をしてほしかった。

議長：意見等がでた場合には、事務局に連絡してほしい。

ほかに何か質問等あるか。→無

(2) その他

事務局より、今後のスケジュールについて説明した。

(質疑・応答なし)

3. 閉会

【配布資料】

- ① 会議次第

- ② 【資料1】 第4期つくばみらい市障がい者計画 第7期つくばみらい市障がい福祉計画 第3期つくばみらい市障がい児福祉計画（案）